（調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、調査官二人以内を置く。

2　前項の調査官は、命を受けて、第三百五十三条第二項各号及び第三百五十四条第二項各号に規定する事務を処理する。

七　輸出貨物等に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること。

八　採取した輸出入貨物等の見本の整理及び保存に関すること。

九　輸入貨物の関税率表の適用上の所属、税率、課税標準及び輸入統計品目分類並びに内国消費税の適用上の税率の教示に関すること。

十　輸出入貨物等に関する検査及び鑑定に必要な調査に関すること。

十一　第一号に掲げる事務に伴う指定地外における検査の許可に関すること。

十二　輸出入貨物等に関する開庁時間外の事務の執行を求める届出に関すること。

十三　犯則物件及び公売し又は売却する物件の検査及び鑑定に関すること。

十四　輸出貨物等の申告書及びその附属書類による価格資料の作成に関すること。

十五　関税の免除、軽減若しくは軽減税率の適用又は内国消費税の免除を受けた貨物の用途確認に関すること。

十六　輸入貨物の関税、内国消費税及び貨物割の諸払戻金及び還付金に関する文書の受理及び審査並びに諸払戻金及び還付金の査定に関すること。

十七　関税暫定措置法の規定による減税又は免税を受けることができる工場又は製造工場の承認に関すること。

十八　製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

十九　沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

二十　金の輸出入の規制に関すること。

二十一　外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。

二十二　輸出入取引法の規定による貨物の輸出に関する承認、確認その他の処分に関すること。

二十三　第三百八条に規定する事務

二十四　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第二項及び第八十四条第一項の規定による減税又は免税を受けることができる事業場又は卸売業者の承認に関すること。

二十五　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項の規定に基づく関税、内国消費税及び貨物割の払戻金に関する文書の受理及び審査並びに払戻金の査定に関すること。

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第五号まで、第十二号及び第二十一号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、収納課において行わせることができる。

3　第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号（承認に係る部分に限る。）、第十三号及び第二十五号に掲げるものについては、沖縄地区税関長の定めるところにより、統括監視官、統括審理官又は特別審理官において行わせることができる。

4　第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入貨物に係るものについては、保税地域監督官において行わせることができる。

5　第一項各号に掲げる事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

［条を加える。］